

国立第二小学校改築工事（建築工事）請負変更契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 28 日

提出者 国立市長 永見理夫

（説明） 国立第二小学校改築工事（建築工事）を施工するに当たり、契約内容の一部を変更する必要があるので、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年4月国立市条例第9号）第2条の規定に基づき、提案するものである。

国立第二小学校改築工事（建築工事）請負変更契約の締結について

国立第二小学校改築工事（建築工事）請負契約（令和5年3月24日議決）の一部を下記のとおり変更する契約を締結する。

記

- 1 契約金額 「3, 133, 790, 000円」を  
「3, 217, 874, 000円」に変更する。

2 変更理由

「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」に基づく契約を「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」に基づく契約に変更する

ため、工事請負契約約款第53条に基づき、契約金額を変更する。